

(2026年3月1日改定版)

【NEWレオマワールド・フレンドクラブ会員規約】
(電子チケット型・法人特別料金)

株式会社レオマユニティー（以下「甲」といいます。）は、NEWレオマワールド・フレンドクラブ会員規約（電子チケット型・法人特別料金）を以下の通り定めます（以下「本規約」といいます。）。本規約は、会員となる法人（以下「乙」といいます。）が甲の所定の書式により本規約に同意して申し込む旨の申込書（以下「基本申込書」といいます。）を甲に対して提出し、甲がこれを承諾した場合に適用されるものとします。

第1条（目的）

本規約は、乙が甲の会員となることにより、乙の従業員、会員、組合員等の組織構成員（以下「丙」といいます。）からの個別申し込みに対して、甲所定の法人特別料金で丙にNEWレオマワールド（以下「本施設」といいます。）を利用させ、もって、乙の丙に対する福利厚生を図ることを目的とします。

第2条（会員）

- 1 会員になろうとする者は、構成員が50人以上であること及びその他の甲所定の資格要件を満たしていなければならない。甲は、会員になろうとする者の基本申込書の提出に対して承諾する前に、会員としての資格要件の審査を行い、資格要件を充足している場合に限り、これを承諾するものとします。
- 2 乙は、基本申込書を甲に対して提出し、前項に基づき甲がこれを承諾した場合に、甲の会員となり、本規約の適用を受けます。なお、乙は、丙に本規約を周知するものとし、自己の責任において丙に本規約を遵守させるものとします。
- 3 乙が会員となることに伴う、入会金、年会費は無料とします。

第3条（ID及びパスワード）

- 1 乙は、会員になると、甲の指定するNEWレオマワールド・フレンドクラブ専用サイト（以下「専用サイト」といいます。）に入るためのID及びパスワードが甲から発行されます。甲は、このID及びPWの一方又は双方を最低でも年1回（毎年3月1日を予定。）は変更するものとし、乙に対して変更の1か月前までに通知するものとします。
- 2 乙は、自己の責任においてID及びパスワードを管理し、法人特別料金の適用を受けようとする丙に対して開示するものとします。なお、乙は、自己の責任において丙にID及びパスワードを適切に管理させるものとします。
- 3 前項の定めにもかかわらず、ID及びパスワードの漏えいや不正利用又はその懸念が生

じた場合、乙は甲に対して直ちに報告のうえID及びパスワードの変更を請求するものとし、甲はその必要性に応じてID及びパスワードの一方又は双方を変更するものとし、甲は甲が承諾した日以降、本規約の定めるところに従い、法人特別料金が適用されます。

第4条 (法人特別料金)

- 1 乙及び丙には、乙が提出した基本申込書を甲が承諾した日以降、本規約の定めるところに従い、法人特別料金が適用されます。
- 2 法人特別料金は、専用サイトから遷移するチケット購入ページに表示されるものとし、同ページで表示された料金が、前項に基づき適用されるものとします。なお、甲が法人特別料金を改定する場合には、同チケット購入ページの料金表示を改定するものとし、かかる改定をもって、新料金が適用されるものとします。
- 3 法人特別料金の適用に関する条件は以下の通りです。
 - ① 利用は、丙本人及び家族に限られるものとします（丙本人の利用は必須ではありません。家族のみで丙本人不在の場合でも利用可能です。以下「有資格者」といいます。）。
 - ② 年間購入回数、一度に購入できる枚数には制限ありません。
 - ③ スマートフォンが利用できる方に限ります。スマートフォンをお持ちでない有資格者の方は、スマートフォンをお持ちの有資格者の方に代わりに購入してもらえば購入可能です。

第5条 (利用条件)

丙が、本施設に入園し本施設を利用するにあたっては、甲が定める本施設の利用規約その他の各種規約、ルール（甲が本施設の運営にあたり利用する第三者のシステムに関する利用規約等のルールを含みます。）が適用されるものとします。

第6条 (反社会的勢力排除)

- 1 甲及び乙は、相手方に対して、自己の役員又は従業員（乙にあつては丙を含みます。以下同じ。）が以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、保証します。
 - ① 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含みます。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。）
 - ② 暴力団員（暴力団の構成員をいいます。）
 - ③ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいいます。）

- ④ 暴力団関係企業（暴力団が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいいます。）
 - ⑤ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）
 - ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）
 - ⑦ 特殊知能暴力集団等（上記前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいいます。）
 - ⑧ 貸金業法（昭和58年法律第32号、その後の改正を含みます。）第24条第3項に定義される取立て制限者又はこれらに類する者
 - ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号、その後の改正含む。）第2条第1項（ただし、第3号と第5号は除く）に定義される風俗営業及び同法第2条第5項に定義される性風俗関連特殊営業を行なう者並びにこれらのために貸室部分等を利用しようとする者
 - ⑩ その他前各号に準ずる者
- 2 甲及び乙は自己の役員又は従業員について、自ら又は第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行為を行わず、かつ行わせないものとします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第7条 （適用期間）

基本申込書に基づく本規約の適用期間については、期限を設けません。

第8条 （解約・禁止行為による強制解約）

- 1 前条に定める適用期間中であっても、甲及び乙は、1か月前までに書面で通知することにより本規約の適用に関する合意を解約し、本規約の適用を排除することができます。
- 2 甲及び乙は、相手方（乙にあつては丙を含みます。）が本規約の各条項に違反した場合、何らの通知催告を要することなく直ちに本規約の適用に関する合意を解除し、本規約の

適用を排除することができます。

第9条 (準拠法・裁判管轄)

- 1 本規約及び本施設の利用にあたっては、日本法を準拠法とします。
- 2 本規約及び本施設の利用に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条 (信義則・協議事項)

甲及び乙は、本規約及び甲が定める本施設の利用規約その他の各種規約、ルールの解釈につき疑義が生じた場合、又はこれらに定めのない事項が生じた場合には、甲と乙が互いに誠意を以て協議してこれを解決するものとします。

以上

附則

1. 本規約は、2026年3月1日に改定され、同日から施行されます。
2. 本改定前の規約に基づく利用（会員証等を提示しての利用）は、2026年3月31日まで有効にご利用いただけますが、翌日以降はご利用いただけません。

